

平成28年(ワ)289号 伊方原発運転差止等請求事件



原告 ■■■■■ 外66名

被告 四国電力株式会社

## 意見書

令和3年4月27日

広島地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	能 勢 顯	男	
同	胡 田	敢	
同	松 岡 幸 輝		

外12名

本件の主な争点は原発設備の安全性であるが、これを適正に判断するためには、原発設備等が具体的にどのような構造や仕組みになっているのかを、目視によって観察する必要がある。写真や図面等によって観察することは可能であるが、「百聞は一見に如かず」の点から、実際に目視によって観察することの重要性は明らかである。特に、地理的な形状やSA対策に用いられる可搬式の設備が実際に作動した場合の状況等については、目視によって観察しなければ正確な認識を得ることは困難である。手続きとしては、民訴法規則97条に定める裁判所外における進行協議期日として実施するのが相当と考える。

観察を求める設備等の項目は別紙のとおりである。

以上

(別紙)

### 観察対象項目

- 1 施設全体の概況
- 2 周辺の地形等（山側及び海側）

特に、原告は、3号機南側斜面の崖崩れのおそれ、それに伴う送電線等の切断、道路寸断等の主張をしている。その関係で南側斜面の形状、送電線の位置、道路の位置の観察が必要である。

- 3 冷却装置の位置及びその構造、仕組み
- 4 耐震構造関係

#### (1) 蒸気発生器の支柱（形状、構造）

原告らは、準備書面19において、蒸気発生器の支柱（特にサポートパイプ、支持脚ブラケット）の座屈に関する主張をしている。ここでは、柱状構造物のオイラー座屈が争点となるので、蒸気発生器の柱状の形状や構造を観察する必要がある。

#### (2) 格納容器（全体の形状、構造物の厚さ）

原告らは、準備書面19において、格納容器の座屈に関する主張をしている。ここでは、円筒形機器の座屈が争点となるので、全体の寸法・形状、厚さ等を観察する必要がある。

- 5 外部電源を喪失した場合のSA対策設備の保管作動状況

特に、非常用ディーゼル発電機、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の保管及び外部電源喪失時の作動状況を観察する必要がある。加えて、可搬式の電源車及び放水車等がどのように保管されているのか、外部電源喪失時には、どのような経路で移動され、どのような方法で作動されるのかを観察する必要がある。

- 6 1～3号機の使用済み燃料ピットの状況

福島第1では原子炉压力容器や格納容器だけでなく、使用済み核燃料貯蔵プールの大惨事が危惧された、それが回避されたのは、極めて幸運な偶然が重なったからだと言われている。損害賠償も請求している本訴では、使用済み核燃料の保管・貯蔵状況は判断を左右する重要な事実であるから、観察の必要がある。

#### 7 テロ対策特別室の建設予定地及び周辺の施設の状況

テロ対策特別室が有効に機能するかどうかを判断するため、上記建設予定地と原子炉、原子炉制御室等との位置関係等を観察する必要がある。

#### 8 压力容器の下部キャビティー

メルトダウンが起ると、やがて压力容器底部が熔融核燃料の熱で溶け、熔融核燃料が压力容器下部から勢いよく噴出する（メルトスルー）。下部キャビティーは、こうして噴出した熔融核燃料が貯まる部分である。福島事故では、メルトスルーした熔融核燃料が底部（PWRのキャビティーに相当する）のコンクリートと反応（MCCI）して、大量の水素を発生させ水素爆発を引き起こした。そのため、伊方においては、ここに水を溜めて熔融核燃料をコンクリートと反応させず、水で冷却する方式を採用した。しかし、そうすると熔融核燃料が水と反応して水蒸気爆発が起きる危険が生じる。その構造の観察が必要である。